

令和5年10月01日～

## 低炭素建築物等計画に係る技術的審査業務

### 1. 業務開始

評価機関の活用範囲が決まった所管行政庁への認定申請予定の住宅について、順次受付。  
但し、共同住宅、複合建築物及び非住宅のみ建築物については、業務開始日未定。

### 2. 業務の内容

認定基準の区分のうち、所管行政庁が定める区分の技術的審査及び適合証の交付。

### 3. 業務区域

大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県

### 4. 手数料（低炭素建築物等計画に係る技術的審査のみの料金です。）

一戸建ての住宅（円）		税込金額 (税抜金額 消費税10%)
審査の区分 住宅の区分	所管行政庁が定める区分に関する技術的審査	
一戸建ての住宅	55,000 (50,000 5,000)	

- ・ 変更申請は原則上記金額の半額とします。
- ・ 適合証の再発行は1回につき5,500円(5,000 500)とします。
- ・ 認定を受ける場合、着工前に所管行政庁への認定申請が必要です。

#### 建築検査機構株式会社

〒541-0041 大阪市中央区北浜3丁目1番22号  
あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル3階  
(京阪・地下鉄淀屋橋駅 1番出口すぐ)

TEL : 06-6231-8226、06-6231-8227

URL : <http://www.kenchikukensa.com>